

# ふくし信託株式会社設立の趣意

一般社団法人 民事信託士協会

1. 2004年(平成16年)の信託業法改正に引き続き、2006年には信託法が改正され、福祉型の信託を活用することが法律上では容易になりました。

なかでも、国会での法改正において「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと」との附帯決議を受け、日本司法書士会連合会は、金融庁のヒアリングにおいて、特に福祉目的の民事信託においては受託者を公益法人に担わせ、信託業法の適用除外とする旨を発表しました。しかし、その後の法改正に関する進展は、いまだ見られません。

財産管理面でのサポートが必要な子をもつ親が、子の将来のために自宅や金銭を信託し、子が安定した生活を送れる環境をつくっておきたいと願っても、受託者として身近に任せられる人がいなければ、活用することはできません。

2. そこで、司法書士、弁護士のうち一般社団法人民事信託士協会の認定を受けた民事信託士らが発起人となり、福祉型信託を推進していくために「ふくし信託株式会社」を設立することを選択しました。

現在、信託銀行をはじめとして信託を業とする会社が数十社存在します。これらは営業信託として、資産運用を目的とする富裕層や一般企業を主な顧客として信託業務を行っており、市民が利用するには敷居が高いものです。

しかし、財産の多寡にかかわらず、高齢者や障害者等の生活支援のために、信託を活用したいというニーズがあるにもかかわらず、既存の信託会社等では、これに応える商品を十分に提供しているとは言い難いのが実情です。

成年後見業務で財産管理についての知見と経験を積んできた司法書士らが主体となって一般社団法人民事信託士協会を設立し、そして、福祉型信託を活用したい層に向けて受託者としてのサービスを提供し、成年後見制度との連携をも担う総合的なサポートを実現することを目指す時期が来ていると考えたからです。

3. 受託者として新たに設立する団体は株式会社です。これは、信託において業として受託者となれるのは、信託業法の規制により内閣総理大臣の免許または登録を受けた株式会社とされているからです。

法改正を求めていくことも重要ですが、法律の改正を成し遂げるには、途方もないエネルギーと時間を要します。それを待っていたのでは、いま正に信託を利用したいと願う市民の方々のニーズを裏切ることになります。

ところで、株式会社といっても、その営利性は各社各様であり、高い配当性向を目指すものから公共目的を目指すものまで多岐にわたります。民事信託士らが主体となる会社である以上、「士『業』」としての営利性と設立する信託会社の営利性とは同一であると考えています。

4. 福祉型信託の受託者としての使命こそが、設立する信託会社に期待されている役割だと信じています。このような福祉型信託では、採算性を第一とする既存の信託銀行が関与できるとは限りません。しかしながら、家族を想い、自らの財産を活かしたいと願うすべての人々の思いに応えられるよう、ふくし信託株式会社は信託財産に応じた低廉な手数料・報酬を用意します。

これこそ、民事信託士らが主体となる会社のあるべき姿ととらえ、高度な倫理観と崇高な使命に裏打ちされた質の高いサービスを、全国すみずみにおいて均質に提供します。

5. これからの市民の様々な願い、とりわけ支援を必要とする方々の人生における解決困難とされてきた悩みを解き放つ一助となるよう、ふくし信託株式会社を設立します。信託を人生のあらゆる場面で活かすことで、すべての人に幸福がもたらされるために。

6. この設立趣意書に賛同をいただいている団体としては下記の通りです。

公益社団法人・成年後見センター・リーガルサポート 一般社団法人・民事信託推進センター  
NPO法人・涉外司法書士協会 三井住友信託銀行 日本ユニシス株式会社

2019年5月吉日